

## 届出用紙と添付書類一覧

被扶養者の認定を受けるためには、資格があることを証明するために、添付書類を提出する必要があります。  
 以下を確認のうえ、各種書類の提出をお願いいたします。  
 原本の提出が必要な場合は「(原)」コピーで良い場合は「(写)」と表記しております。  
 審査の過程で、追加書類を依頼する場合があります。

### 【必須】全員が提出する書類

※5は該当者のみ

NO	書類名	注意事項等	書類取扱先
1	健康保険被扶養者異動届	<適用様式1>	当組合HP
2	申請対象者の収入額等申告書	<適用様式2> 義務教育終了前の子は、提出不要	当組合HP
3	住民票(原)	【添付書類見本A参照】 個人番号が未記載の場合「個人番号届」(健保指定様式)を追加で添付	市区町村役場
4	直近の所得証明書(原)	【添付書類見本C参照】義務教育終了後の申請者は必須	市区町村役場
※5	在留資格カード両面(写)	【添付書類見本D参照】外国籍の申請者	入国管理局

申請者の続柄・事由により提出書類が異なります。

### 申請者の続柄が【配偶者】の場合

現在の状況		提出書類 <健保指定様式>内に、追加書類が記載されています。	書類取扱先
収入なし	前年から無収入	提出書類は不要 ※ 但し、 <b>所得証明書に収入額の記載がある方は</b> 、 「雇用保険失業給付(公務員の失業給付退職手当)に関する誓約書」 <適用様式5>を提出	当組合HP
	前年～今年 退職をした	「雇用保険失業給付(公務員の失業給付退職手当)に関する誓約書」<適用様式5>	当組合HP
	前年～今年 廃業した 自営業等	廃業届(写)【添付書類見本E参照】 ※ 廃業日が判るもの	税務署
収入あり	給与と収入がある パート・アルバイト等	直近3か月分の給与明細書(写)【添付書類見本F参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3か月未満の場合は、転職(3か月未満)該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	収入減少 転職(3か月未満含む) 雇用契約変更	1) 変更後の給与明細(写) ※ 提出できる場合のみ	勤務先
		2) 雇用契約書(写)	勤務先
		3) 給与支払(見込)・雇用条件証明書<適用様式4>	当組合HP
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書(写) もしくは年金額改定通知書(写)【添付書類見本G参照】 ※ 高齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
給与・年金以外の 収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	過去3年分の確定申告書一式(写)【添付書類見本H参照】 ※ 株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式(写)もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書(写)でも可	税務署	
傷病手当金・出産手当金を受給している	受給額が確認できる通知書(写)	ハローワーク等	
その他	婚姻したことが分かる書類	婚姻受理証明書(写)または戸籍謄本(原)等 ※ 婚姻関係や婚姻日が分かる書類 ※ 被保険者と申請者が結婚したことを機に扶養申請する方	市区町村役場等
	任意継続被保険者喪失による申請	健康保険資格喪失証明書(原) ※ 二重加入を防ぐため	加入していた組合
	被保険者と別居している ※ 同別居は住民票で判断	1) 直近3か月分の仕送り証明書類(写)【添付書類見本B参照】 ※ 社命による単身赴任の場合は不要 2) 住民票(原) ※ 被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要 3) 戸籍謄本(原) ※ 続柄確認	金融機関等 市区町村役場等 市区町村役場等

## 届出用紙と添付書類一覧

### 申請者の続柄が【子】の場合

#### 夫婦共同扶養について

夫婦共同扶養とは、夫婦双方に収入がある場合、厚生労働省の通知により、原則として「年間収入が多い方の被扶養者とする」とされています。

現在の状況		提出書類 ＜健保指定様式＞内に、追加書類が記載されています。	書類取扱先
配偶者の状況	配偶者は、当健保の「被扶養者」ではない	「夫婦共同扶養の収入確認書」＜適用様式6＞	当組合HP
	配偶者は、当健保の「被保険者」である	＜適用様式1＞に配偶者の記号・証番号を記載することにより「夫婦共同扶養の収入確認書」は不要	当組合HP
	ひとり親である	戸籍謄本（原）または、 ひとり親が証明できる市区町村の医療証（写） ※ 配偶者と死別、離婚、未婚等であることを確認	市区町村役場等
同別居	被保険者と別居している ※同別居は住民票で判断	1) 直近3か月分の仕送り証明書類（写）【添付書類見本B参照】 ※社団による単身赴任及び学生である子が通学の為に別居の場合は不要	金融機関等
		2) 住民票（原） ※ 被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要	市区町村役場等
		3) 戸籍謄本（原） ※ 続柄確認	市区町村役場等

★ 以下、義務教育終了前の子は提出不要 ※義務教育終了前とは、新生児・未就学児・小学生・中学生

学生である		在学証明書（原）【添付書類見本I参照】 ※ 氏名・発行日記載されているもの。学生証（写）は不可	就学先
収入なし	前年から無収入	提出書類は不要 ※ 但し、所得証明書に収入額の記載がある方は、 「雇用保険失業給付（公務員の失業給付退職手当）に関する誓約書」 ＜適用様式5＞を提出	当組合HP
	前年～今年 退職をした	「雇用保険失業給付（公務員の失業給付退職手当）に関する誓約書」＜適用様式5＞	当組合HP
	前年～今年 廃業した 自営業等	廃業届（写）【添付書類見本E参照】 ※ 廃業日が判るもの	税務署
収入あり	給与収入がある パート・アルバイト等	直近3か月分の給与明細書（写）【添付書類見本F参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3か月未満の場合は、転職（3か月未満）該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	収入減少 転職（3か月未満含む） 雇用契約変更	1) 変更後の給与明細（写）※ 提出できる場合のみ	勤務先
		2) 雇用契約書（写）	勤務先
		3) 給与支払（見込）・雇用条件証明書＜適用様式4＞	当組合HP
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書（写） もしくは年金改定額通知書（写）【添付書類見本G参照】 ※年齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
給与・年金以外の収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	過去3年分の確定申告書一式（写）【添付書類見本H参照】 ※株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式（写）もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書（写）でも可	税務署	
傷病手当金を受給している	受給額が確認できる通知書（写）	ハローワーク等	
その他	任意継続被保険者喪失による申請	健康保険資格喪失証明書（原） ※ 二重加入を防ぐため	加入していた組合
	留学中である	1) 入学証明書（写）：2年日以降は、在学証明書（写） ※ 外国語で記載されている場合、その書類に翻訳者名の署名がされた日本語の翻訳文を添付すること	就学先
		2) 滞在ビザ（写）	渡航先大使館等
3) 奨学金（給付型）等を受けている場合：証明書一式（写）		金融機関等	

## 届出用紙と添付書類一覧

申請者の続柄が【配偶者・子以外】の場合

### 優先扶養義務について

健康保険の扶養には、優先扶養義務者という考えがあります。申請者に優先扶養義務者が他にいないこと、または優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者が申請者を扶養せざるを得ない理由がある場合には、被扶養者として認定することができる場合があります。

現在の状況	提出書類 ＜健保指定様式＞内に、追加書類が記載されています。	書類取扱先	
同居  被保険者以外の同居家族がいる。	《 三親等以内の同居親族(義務教育終了後)がいる場合 》 1) 全員の直近の所得証明書(原)【添付書類見本C参照】	市区町村役場等	
	2) 収入がある場合 ① 給与収入【添付書類見本F参照】 直近3か月分の給与明細(写) ② 各種年金収入【添付書類見本G参照】 直近の年金振込通知書(写)もしくは年金改定通知書(写) ③ ①と②以外の収入【添付書類見本H参照】 過去3年分の確定申告書一式(写)	勤務先 日本年金機構等 税務署	
	1) 直近3か月分の仕送り証明書類(写)【添付書類見本B参照】 ※社命による単身赴任及び学生である子が通学の為に別居の場合は不要	金融機関等	
	2) 住民票(原)【添付書類見本A参照】 ※被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要	市区町村役場等	
	3) 戸籍謄本(原) ※ 続柄確認	市区町村役場等	
別居  被保険者と別居している ※同別居は住民票で判断 ※義父母は、同居が必須	《 被保険者に兄弟姉妹(義務教育終了後)がいる場合 》 4) 全員の直近の所得証明書(原)【添付書類見本C参照】	市区町村役場等	
	5) 収入がある場合 ① 給与収入【添付書類見本F参照】 直近3か月分の給与明細(写) ② 各種年金収入【添付書類見本G参照】 直近の年金振込通知書(写)もしくは年金改定通知書(写) ③ ①と②以外の収入【添付書類見本H参照】 過去3年分の確定申告書一式(写)	勤務先 日本年金機構等 税務署	
収入なし	前年から無収入 ※ 但し、 <b>所得証明書に収入額の記載がある方は</b> 、 「雇用保険失業給付(公務員の失業給付退職手当)に関する誓約書」 ＜適用様式5＞を提出	当組合HP	
	前年～今年 退職をした	「雇用保険失業給付(公務員の失業給付退職手当)に関する誓約書」＜適用様式5＞	
	前年～今年 廃業した 自営業等	廃業届(写)【添付書類見本E参照】 ※ 廃業日が判るもの	税務署
収入あり	給与収入がある パート・アルバイト等	直近3か月分の給与明細書(写)【添付書類見本F参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3か月未満の場合は、転職(3か月未満)該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	収入減少 転職(3か月未満含む) 雇用契約変更	1) 変更後の給与明細(写)※ 提出できる場合のみ 2) 雇用契約書(写) 3) 給与支払(見込)・雇用条件証明書＜適用様式4＞	勤務先 勤務先 当組合HP
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書(写) もしくは年金改定通知書(写)【添付書類見本G参照】 ※年齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
	給与・年金以外の収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	過去3年分の確定申告書一式(写)【添付書類見本H参照】 ※株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式(写)もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書(写)でも可	税務署
	傷病手当金を受給している	受給額が確認できる通知書(写)	ハローワーク等
その他	任意継続被保険者喪失による申請 健康保険資格喪失証明書(原) ※ 二重加入を防ぐため	加入していた組合	

### A. 世帯全員の住民票[原本]

- 申請者を含む **世帯全員分・続柄・個人番号** の記載があるもの
  - 被保険者と申請者が別居の場合は、**それぞれの世帯全員分が必要**
  - 直近3か月以内** に発行したもの
- ※ 個人番号(マイナンバー)記載漏れの(省略にした)場合、**「個人番号届」(当組合指定様式)を追加で提出**

個人番号・続柄の記載があるもの

世帯全員分が記載

### B. 仕送り証明書[コピー]

- 第三者が見て、**「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」振り込んだのか**が確認できるもの(例)振込明細書や通帳等
- ※ 直近3か月分の写しを提出
- ※ 婚姻及び出生に伴う別居の場合は、実績がなくても可。認定後から送金を行い、事業所経由で健保へ提出
- クレジットカード等の支払明細書および手渡しは、認められない。
- 被保険者が社命による単身赴任または申請者である子が学生の場合は提出不要

### C. 直近の所得証明書[原本]

- 市区町村役場によっては証明書の名称が異なる場合あり
- 前年の1月～12月分**の収入金額が証明されているもの
- ※発行時期により一昨年の収入が記載の場合があります
- 義務教育終了後の申請者は、**必ず提出**
- 無収入の場合も**必ず提出**
- 所得証明書に給与・年金以外の所得がある場合は、**確定申告書一式の提出が必要**

### D. 在留カード[コピー]

- 申請者の氏名、生年月日、住居地、有効期間、在留資格、在留期間、就労制限の有無**の記載があるもの
- 両面のコピーを必ず提出

### E. 廃業届[コピー]

- ・ 廃業日が確認できるもの  
 ※「所得証明書」に事業収入が計上されているが、既に廃業している場合は、その収入が継続していないことを廃業届で確認します。

### F. 直近3か月分の給与明細書[コピー]

- ・ 支給年月・氏名・会社名・交通費を含む総支給額の記載があるもの  
 ※ 交通費も収入に含まれます。  
 ※ 差引支給額ではありません。  
 ・ 勤務先が複数ある場合は、すべての勤務先の分を提出

給与(パート)		●●商事株式会社 0000年00月						
氏名	計算期間	出勤	休出	欠勤	遅早	就業時間/分	残業時間/分	
健康 花子	03/26~04/25	14				70:00		
支給額	基本給	勤動手当	営業手当	出張手当	交通費	その他		
	88,000				3,000			
控除額	残業手当	深夜手当	休日出勤	欠勤控除	遅早控除			総支給額
								91,000
備考	健康保険	雇用保険	厚生年金	介護保険	所得税			控除合計
		704						704
								差引支給額
								90,296

### G. 直近の年金振込通知書[コピー]または年金額改定通知書[コピー]

- ・ 老齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等受給しているすべての種類が必要
- ・ 税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』が分かるもの
- ・ 紛失した場合、発行元（年金事務所等）へ再発行を依頼し、提出

### H. 過去3年分の確定申告書一式[コピー]

- ・ 過去3年分の確定申告書一式  
 (第一表・第二表と併せて収支内訳書または青色申告決算書等を含む税務署に提出書類全て)
- ・ 株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式もしくは、証券会社が発行の年間取引報告書(コピー)でも可
- ・ 確定申告をしていない場合は、収入の内訳が確認できる書類を提出 (例) 支払調書、報酬の明細書 等
- ・ 紛失した場合、税務署にて再発行を依頼し、提出

